

【お知らせ】3月24日(月)からの旅券及び証明を申請する際の変更点について

1. 旅券の仕様変更と集中作成方式への移行

- (1) 2025年3月24日(月)から、偽変造対策を強化するため、顔写真ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給が開始されます(※1)。当館申請分については、当地時間3月24日(月)午前0時からの移行となります。
- (2) 2025年3月23日(日)までに申請された場合であっても、書類の不足等があると日本国内で旅券が作成されることとなる場合がありますので、申請の際には必要書類が整っているか今一度ご確認をお願いいたします。
- (3) 現在、旅券の申請から交付まで約1週間程度で行っておりますが、3月24日以降、旅券が日本国内で作成され、当館に配送されることとなるため、1か月程度の日数を要することとなります。
※なお、旅券の仕様変更がありますが、現在お持ちの旅券は有効期間まで使用可。
- (4) 具体的な交付日については、交付準備が整った段階で、再度ご連絡します(窓口での書面申請の場合は、Eメール又は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。)

2. 在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄(抄)本の提出

- (1) 令和7年3月24日(月)から、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されます。
当館申請分については、当地時間同日午前0時(予定)から連携開始となります。
- (2) これにより、旅券の申請及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請(例:パスポートの新規申請や婚姻証明など)において、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」(以下「符号」)を在外公館窓口に表示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書(電子的に戸籍情報を証明したものを)を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄(抄)本の提出が不要になります。
※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード(16桁の数字、有効期間3か月)。
マイナポータル上(無料)又は市町村窓口(有料)で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は各市区町村のHP等でご確認ください。
※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、以下のサイトをご覧ください。
<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>
- (3) 「オンライン在留届(ORR ネット)」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。
※窓口申請でも、「符号」の提示が可能ですが**データ確認に1時間程度の時間を要します**。

3. 遠方にお住まいの方

- (1) これまで当館から遠方(100マイル以上)にお住まいで書面での申請を希望する方については、来館による申請と同日に交付可能なサービス(即日発給)を実施しておりましたが、旅券の集中作成開始に伴い、このサービスが困難となるため3月24日以降は終了いたします。
- (2) このため、遠方にお住まいの方におかれては、是非オンライン申請の利用を御検討ください。ご来館いただくのは交付時の1回のみとなります。十分に時間をもってオンライン申請頂ければ、領事出張サービス時に

旅券を交付することも可能となります。オンライン申請につきましては、下記の当館 HP を御参照ください（※2）。

<ご参考>

※1 外務省 HP(旅券(パスポート)の利便性向上と偽変造対策強化等の取組について)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100689419.pdf>

※2 当館 HP(パスポートのオンライン申請について)

<https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/files/100612914.pdf>